第十八条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「（第三項」を「（次項及び第四項」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要な資金に係るもの（第三十条において「特例地域経済牽引事業関連保証」という。）を受けた中小企業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（同条第二項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証を含む。以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保証人の保証を除く。	保証人の保証を含む。
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第十八条に次の一項を加える。

5　承認地域経済牽引事業者（第十五条の規定により中小企業者とみなされた者に限る。）であって、地域経済牽引事業関連保証を受けたものについては、当該承認地域経済牽引事業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第十八条を第十九条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の一条を加える。

（中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例）

第十五条　承認地域経済牽引事業者（第十三条第一項の規定による承認の申請（前条第一項の規定による変更の承認の申請を含む。）の時において中小企業者であった者に限る。）が当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該中小企業者でなくなった承認地域経済牽引事業者は、当該実施期間内においては、引き続き中小企業者であるものとみなして、この法律の規定（第二十八条及び第三十三条を除く。）を適用する。

第三十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「虚偽の報告」の下に「をした場合には、当該違反行為」を加え、同条を第四十四条とする。

第三十八条第二項中「第十六条、第二十四条、第三十三条」を「第十七条、第二十五条、第三十八条」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十八条第三項」を「第三十二条第三項」に、「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第五項中「第十三条第一項」を「第二条第五項第八号、第十三条第一項」に、「第十五条第一項及び第十六条第一項」を「第十六条第一項及び第十七条第一項」に改め、同条第六項中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第四十三条とし、第三十七条を第四十二条とし、第三十一条から第三十六条までを五条ずつ繰り下げる。

第三十条中「第二十七条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、第二章第四節中同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う承認連携支援事業に関する協力業務）

第三十五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引支援機関の依頼に応じて、その行う承認連携支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二十九条中「第二十九条に」を「第三十三条に」に、「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第二十八条を第三十二条とする。

第二十七条第二項第二号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十六条中「第十三条第三項第四号」を「第十三条第三項第五号」に改め、第二章第三節中同条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第二十八条　中小企業者が承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第九号に掲げる措置に係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十九条　承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に記載された被承継等中小企業者であって株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2　前項の期間は、一月を下ってはならない。

3　第一項の規定による催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4　特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該被承継会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。